



2017年5月18日

各 位

会社名 三井金属鉱業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 西田 計治  
(コード番号: 5706 東証第一部)  
お問合せ先 広報部長 沓内 哲  
(TEL. 03-5437-8028)

### 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2017年5月18日開催の取締役会において、2017年6月29日開催予定の第92期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という）に、単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、2018年10月1日までに、国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しています。当社は東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1000株から100株に変更することといたします。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

2017年10月1日

(参考) 2017年10月1日をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

##### (4) 変更の条件

本定時株主総会において、株式併合にかかる議案ならびに単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更等にかかる定款の一部変更の議案が原案どおり承認可決されることを条件とし、2017年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

## 2. 株式併合

### (1) 併合の目的

上記1.に記載のとおり、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、単元株式数を1,000株から100株へ変更するにあたり、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を維持することを目的として、株式の併合を行うものであります。

### (2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の比率 本年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様ご所有の株式について、10株につき1株の割合で併合いたします。

### ③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(2017年3月31日現在)	572,966,166株
併合により減少する株式数	515,669,550株
併合後の発行済株式総数	57,296,616株

(注)「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式数」は「併合前の発行済株式総数」および併合の割合から算出した理論値であります。

### (3) 併合により減少する株主数

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	39,776名(100.0%)	572,966,166株(100.0%)
10株未満所有株主	223名(0.6%)	401株(0.0%)
10株以上所有株主	39,553名(99.4%)	572,965,765株(100.0%)

(2017年3月31日現在)

### (4) 併合の日程

取締役会決議日	2017年5月18日
株主総会開催日	2017年6月29日
効力発生日	2017年10月1日

### (5) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに従い一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

## (6) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合にかかる議案ならびに3. に記載の単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更等にかかる定款一部変更の議案が原案どおり承認可決されることを条件とし、2017年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

## 3. 定款の一部変更

### (1) 変更の目的

①上記1. および2. に記載のとおり単元株式数および発行可能株式総数を変更するものがあります。

なお、第6条および第8条の変更につきましては、株式併合の効力発生日である2017年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、同日の経過をもって本附則を削除するものといたします。

②当社および当社子会社の事業の現状に即し、より簡潔かつ統一的な表記とするため、現行定款第2条を変更するものであります。

③取締役会の活性化、経営判断の迅速化を図ることを目的とした現行の経営体制および事業規模等を踏まえて、取締役および監査役の員数の上限を縮減することとし、現行定款第19条および第27条を変更するものであります。

④当社は、戦略的な意思決定システムの構築と意思決定の迅速化を目的とし、2001年に執行役員制度を導入しておりますが、今般、定款に執行役員に関する規定を明記することとし、変更案第27条を新設するものであります。

また、これに伴い、現行定款第27条以下を各1条ずつ繰り下げるものであります。

⑤「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が2015年5月1日に施行され、社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、監査役がその職務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるよう、監査役の責任免除に関する現行定款第31条を変更するものであります。

(2) 変更の内容

次のとおりであります。(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>鉱業、採石業、土石採取業</u></p> <p>(2) 製錬業、金属加工業、資源(非鉄金属、プラスチック等)リサイクル業</p> <p>(3) <u>工業薬品、医薬品、農業薬品、肥料、顔料、塗料、圧縮瓦斯及び液化瓦斯その他各種の化学工業品の製造業</u></p> <p>(4) 窯業、研削砥石製造業、研磨材製造業、各種セラミックス部材の研削研磨加工業、建材品製造業</p> <p>(5) <u>電子機器用部品及びその材料の製造業</u></p> <p>(6) 電池材料(<u>電解二酸化マンガン、水素吸蔵合金等</u>)製造業</p> <p>(7) 電子応用装置及び電気計測器製造業</p> <p>(8) 自動車用及びその他産業用機器の部品の製造、組立、販売</p> <p>(9) 各種金型製造業</p> <p>(10) 前各号に関する原料及び製品の売買及び輸出入業</p> <p>(11) <u>鉱物、地熱、地下水、その他の地下資源の開発に関する調査、計画、ボーリング及び工事並びに技術指導</u></p> <p>(12) 電気事業、地熱蒸気及び熱水の供給事業</p> <p>(13) 運輸業、運送業</p> <p>(14) 代理業、問屋業、仲立業、倉庫業</p> <p>(15) 建築、土木及びその他の建設工事の請負、施工、設計及び技術指導</p> <p>(16) 機械設備、プラント類及び構築物等に関する調査、計画、設計及び工事並びに技術指導</p> <p>(17) 品質、工程及び物流システムの改善等に関するコンサルタント業</p> <p>(18) 環境計量証明事業、作業環境測定事業及びこれに関連する環境改善等のコンサルタント業</p> <p>(19) 情報処理機器、システム及びコンピュータソフトウェアの開発、販売、保守並びに情報処理サービス</p> <p>(20) <u>不動産の管理、売買、仲介及び貸借</u></p> <p>(21) 産業廃棄物及び一般廃棄物処理業</p> <p>(22) 金融業</p> <p>(23) 前各号に附帯関連する事業</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 鉱業及び採石業</p> <p>(2) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(3) <u>化学工業品製造業</u></p> <p>(4) 窯業、研削砥石製造業、研磨材製造業、建材品製造業</p> <p>(5) <u>電子材料製造業</u></p> <p>(6) 電池材料製造業</p> <p>(7) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(8) 自動車用及びその他産業用機器の部品の製造業</p> <p>(9) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(10) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(11) 地下資源の開発に関する調査、計画、ボーリング及び工事並びに<u>技術コンサルタント業</u></p> <p>(12) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(13) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(14) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(15) 建築、土木及びその他の建設工事の請負、施工、設計及び<u>技術コンサルタント業</u></p> <p>(16) 機械設備、プラント類及び構築物等に関する調査、計画、設計及び工事並びに<u>技術コンサルタント業</u></p> <p>(17) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(18) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(19) 情報処理機器、システム及びコンピュータソフトウェアの開発、販売、保守並びに<u>情報処理サービス業</u></p> <p>(20) <u>不動産業</u></p> <p>(21) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(22) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(23) &lt;現行どおり&gt;</p>

第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,944百万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>190百万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役、取締役会及び執行役員
(員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>21名以内</u> とする。	(員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>11名以内</u> とする。
(新設)	(執行役員) 第27条 <u>取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を執行させることができる。</u>
	<u>&lt;現行定款第27条以下を各1条ずつ繰り下げる&gt;</u>
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
(員数) 第27条 当社の監査役は、 <u>7名以内</u> とする。	(員数) 第28条 当社の監査役は、 <u>5名以内</u> とする。
(監査役の責任免除) 第31条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。  2 当社は、 <u>社外監査役</u> との間で、当該 <u>社外監査役</u> の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	(監査役の責任免除) 第32条 <u>&lt;現行どおり&gt;</u>  2 当社は、 <u>監査役</u> との間で、当該 <u>監査役</u> の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
(新設)	附則 <u>第6条及び第8条の変更は、平成29年10月1日をもって有効とし、本附則は、同日の経過をもってこれを削除する。</u>

(3) 定款の一部変更の条件

本定時株主総会において、上記2. 記載の株式併合にかかる議案および本定款の一部変更にかかる議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

(4) 主要日程

- ・ 2017年6月29日（予定） 定時株主総会決議日
- ・ 2017年9月26日（予定） 1,000株単位での売買最終日
- ・ 2017年9月27日（予定） 100株単位での売買開始日
- ・ 2017年10月1日（予定） 単元株式数変更、株式併合、発行可能株式数変更の効力発生日

以上

(ご参考) 株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 2. 全国証券取引所は、投資家等の市場利用者の利便性向上等を目的に、2018年10月1日までに、国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約するための取組みを進めています。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

併せて、単元株式数の変更後も、証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）を維持するため、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 3. 株主様の株式併合後の所有株式数は、2017年9月30日の最終の株主名簿に記載された所有株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。

また、議決権数は併合後の所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日（2017年10月1日（予定））の前後で、所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000株	3個	300株	3個	なし
例②	1,550株	1個	155株	1個	なし
例③	255株	なし	25株	なし	0.5株
例④	9株	なし	0株	なし	0.9株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記例③・④）には、当社が端数株式を一括して処分し、端数株式が生じた株主様に対しては、端数の割合に応じて、その代金をお支払いさせていただきます。

また、効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様（上記例④）は、株式併合により全ての株式が端数株式となるため、株主としての地位は失われることとなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありませんか。

A 4. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会

社の資産や資本の状況は変わりませんので、理論上、株式1株あたりの資産価値は10倍になります。従って、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様ご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありませんか。

A 5. 今回の株式併合により株主さまの所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただくこととなりますので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式にかかる配当は生じません。

Q 6. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 6. 次のとおり予定しております。

2017年6月29日 第92期定時株主総会

2017年9月26日 1,000株単位での最終売買日

2017年9月27日 100株単位での売買開始日

2017年10月1日 単元株式数変更、株式併合、発行可能株式数変更の効力発生日

Q 7. 株主は何か手続きしなければならないのですか。

A 7. 特段のお手続きの必要はございません。

#### 【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引の証券会社または下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号 0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間：午前9時から午後5時まで(土日、祝日を除く)

以 上